## 指定学校変更許可基準

## 1 学校選択制

1 学校選択制				
区分	該当条件	許可学校	許可期間	必要書類等
1 学校選択制を 活用する場合	中学校1学年及び義務教育学校後期課程に就学を予定する保護者のうち所属学校以外の中学校又は義務教育学校へ就学を希望する場合。	希望する学校	中学校又は義 務教育学校卒 業まで	就学時に1回限り申請。ただし,学校ごとに人数制限を設ける
2 特認校制度				
特認校制度を活用する場合	竹原市特認校制度の主旨を理 解し就学を希望する場合。	仁賀小学校	申請年度の1 年間 (再申請可)	入学及び転入学申請書
3 その他				
(1) 住民票の異動が確定している場合	住宅を新築中で、完成後に住民票を移すが、学期(学年)始めから通学したい。 (住宅建築中であること。)	住民票異動予 定地の学校	住民票の異動 が完了する日 まで	住民票異動予定地の住所及び,時期 を証明する書類 住宅の売買契約書,住宅の賃貸契約 書,住宅の建築請負契約書等の写し
(2) 住民票を先 に異動する場合	住宅建設により融資等を受けるため住民票を異動するが完成までは現在の学校に通学したい。 (住宅が未完成であること。)	現在通学して いる学校	住宅が完成するまで	同上
(3) 学年途中に 住民票を異動す る場合	学年の途中に市内転居し, 転居 前の指定学校への通学を希望す る場合。	現いは 校 現いる 義 学 で 文学 で て 又学 で て 又学 で て 又 学 で ス 美 一 で 又 学	小で ・ で ・ で ・ 教課は、 ・ な ・ で ・ 教課は、 ・ まで ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・	転居前に校長と面談し内諾を得ること。
(4) 保護者の経営する店舗が校区外にある場合	児童が自宅に下校した時に保 護者がいない状況であること。	校 店舗のある校 区の小学校又 は義務教育学 校		店舗証明のできる書類 ・営業許可書等の写し
(5) 留守家庭である場合	児童が下校した時,保護者が就 労の為不在であり,保護者にかわ り児童の保護責任者(祖父母等) が確保されていること。	保護責任者が 下校後児童を 保護する場所 の小学校又は 義務教育学校	小学校卒業まで 義務教育学校 前期課程にお いては,前期課程修了まで	保護者の就労が証明できる書類。 ・就労証明(申告)書 保護者にかわり児童を保護する者の 同意書
(6) その他	ア いじめ、不登校などの事情により、教育上の配慮が必要な場合 イ 部活動等学校独自の活動などの事情により、教育上の配慮が必要な場合 ウ 地理的な事情により、距離や安全面などの利便性において、配慮が必要な場合 エ 兄姉が就学学校変更をしている場合 オ その他の特別の事由により教育委員会が認める場合	希望する学校	小中学校 教期課は で 義務期はな で 義務期間は で 義務期間は で 義務期間は で 義務期間は で 義務期間は で 義務期間は で 表 の の で の の の の の の の の の の に の の の の の の の の の の の の の	それぞれの事由について教育委員会と相談のうえ、承認を得ることイについては実績等を考慮する。ウの地理的な事情とは、自宅から指定学校までの通学路の距離よりも希望学校までの距離が短く、安全性が高いことをさす。